

第 17 回 議員定数等議会改革推進特別委員会記録

日時：令和 2 年 11 月 16 日(月)

13 時 32 分～15 時 39 分

場所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、中谷庶務係長、近重議事係長

議 題

1 政務活動費の広聴費について

(1) 広聴費の支出状況について（県内 8 市）

資料 1-1

(2) 県外他市の広聴費運用基準と支出状況について

資料 1-2

(3) 広聴費抜粋【全国市議会議長会】政務活動費に関する Q&A（参考指針）について

資料 1-3

2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討項目について

資料 2-1

(2) 他市の政治倫理条例一覧（審査請求・審査会の委員、審査会の公開、条例の特徴）

資料 2-2

(3) 他市の政治倫理基準・請負等に関する規定一覧

資料 2-3

3 その他

○次回開催 12 月 9 日(水) 13 時 30 分 第 4 委員会室

*福祉環境委員会を終了していない場合は終了後

【議事の経過】

(開議 13時32分)

牛尾委員長

第17回議員定数等議会改革推進特別委員会を開会する。先般の特別委員会は私急遽入院となったためご迷惑をおかけした。

今日の議題は大きく分けて2つあり、各1時間程度を考えている。よろしく願います。

議題1 政務活動費の広聴費について

(1) 広聴費の支出状況について(県内8市)

(2) 県外他市の広聴費運用基準と支出状況について

(3) 広聴費抜粋【全国市議会議長会】政務活動費に関するQ&A(参考指針)について

牛尾委員長

他市の事例について事務局から説明をお願いします。

下間書記

(以下、資料1-1:広聴費の支出状況について(県内8市)

資料1-2:県外他市の広聴費運用基準と支出状況について

資料1-3:広聴費抜粋【全国市議会議長会】政務活動費に関するQ&A(参考指針)をもとに説明)

議長会のQ&Aも載っている。広聴費も案分する必要があるものもあるかもしれないし、もし電話代を認めることになれば当然案分は必要になろうと思うし、そもそも電話代は浜田市議会では今まで認めていなかった部分なのでグレーゾーンが多い。そういったところも検討すべきなのかと思った。

牛尾委員長

県内8市と県外の事例も併せて事務局から説明をいただいた。それを踏まえて委員から何かあるか。

もともと前回の特別委員会で局長が言われたように、合併前から浜田市議会はグレーなものは行わないという方針でやってきた。そうすると簡単である。グレーゾーンをやめるということになると。ただ今日あったように、もし電話代を広聴費の一環で認めるとしたら、例えば10分の1ならオーケーなどの基準があれば使いやすいのかもしれない。だいたい皆、定額で設定されていると思うから。

下間書記

今送信させてもらったのは浜田市議会の政務活動マニュアルで、広聴費は今も支出できることになっているので、こういうことに使ってよいことはお知らせしている。

牛尾委員長

いくらで案分したかを考えるのも手間である。

西田委員

ファックス、電話、製本にしても、議員個々でばらつきがあり、金額によって中身が何割かも明確にできない。しかしながら電話について広聴ということで、最低限いくらかは必ず誰しも使っていると思う。

24人ごとの案分の線引きは難しい。政務活動費が年間10万円の中の、年間通じて1割は平均して認めるというなら、まだ皆、納得するかもしれ

れない。それぞれ個々の数字を言い始めるとすごくややこしい。その辺、政務活動費で捻出できるのだったら、もうプールして、年間で1万円までや5千円までなら全員認めよう、と決めたほうが使いやすい。

牛尾委員長

それでは間に合わないのはわかっているが、年間1万円打ち切りなどにすれば。同じような意見はあるか。もしやるとしたら。

西田委員

もしくはやらないか。

牛尾委員長

やるとしたら、皆が一番使われるのは携帯電話を含めた通信費になるのだろうか。それが一番大きいと思うので、それをベースに例えば年間1万円、5千円ならオーケーと決めてよいのかどうか。使えないということがよいということではないので、もし使えるとすれば、先ほどの西田委員の考え方がよいのかとも思うが。

笹田委員

スマートフォンなどは通話代金というより一定の月額制が多い。しかも最近はライン電話とかだと金額には関係なく、何かを提出してみてもらうということになると、契約内容を報告するしかないのかと思う。

そこで果たして浜田市としてそれをホームページに載せて、市民はどう思われるのかという気持ちはある。

自分が市民なら、そのくらい自分で払えと思う。認められたとしても個人的には正直使いつらい。

牛尾委員長

僕も、インターネットのモバイルルーターについて、今は年間1万円までが落ちると聞いたから明細を分けて取っている。それも12か月分出してその内のいくらというのは面倒だと思う。使わないのが、今までどおりするのが一番楽なのだが、何か一步前に進んで広聴費を使うということで検討したい。

事例の中にあっただのは、議会報告会を今は議会全体の経費でやっているが、24人で割ってそれをいくらか広聴費として出すなら、議会費全体に係る予算は減る。しかし、せつかく予算化しているのだからそこを使うことはないか。

下間書記

議員全員が参加されているので議員派遣もしている。例えば常任委員会や会派だけで広聴のために意見交換会に行くというなら可能なのかと。

ただ、本来は、常任委員会は違うのかなとも思う。

牛尾委員長

以前、会議所に出かけて議会広報の委員会で意見交換会をしたことがある。そういうこともあれば、若干の交通費やお茶代くらいを委員会の委員が全員で落とせるということもあるのかと。

下間書記

本当は委員会で動かれるなら委員派遣をして公費で出したいが。会派やグループで何人か集まって意見交換するとかが一番よいと思う。

牛尾委員長

今日、議会広報広聴委員会が提案をされたが、逆に言うと、常任委員会で自治区に出て行って、自治区の方のいろいろな意見を聞くのに広聴費を割いてもよい、というほうがわかりやすい。

下間書記

ただ、委員会で動くなら、本来は市費で見るべきかなとも思う。だから会派などのグループで動くときなら一番よいのだが。

牛尾委員長

非常に悩ましい問題なので、どこかで割り切る必要があると思う。今でも使っていないのだから。

小川委員

結局毎年広聴費はゼロなのだろう。そこに例えば5千円や3千円など書いて皆出すが、領収書ともマッチした報告が出せるような実態というか、説明がしにくいからゼロなのだと思う。

それを何とか千円でも3千円でも出せるようになればよいのだが、見本がないとなかなか出せない。先ほどみたいに例えば200円以下なら認められるとか、ペットボトル程度のものなら人数分ならよいとか。そういうところからでも何か始めて、やれる実績を積みれば仕組みができてくるのかなと感じる。

報酬審議会でも、歳費は上げられないが、政務活動費を上げるためには、こういったところを皆がやっているならそれを必要経費としてみてあげたらよいという発想が多分あるのだが、なかなかグレーだったら云々で躊躇しているから、数字として上がってないからわかりにくいかなと思う。

実際には皆活動されているだろう。それを何らかの形で支出と結びついた活動が見えると、より納得していただきやすいのかなと思う。

そのためにはペットボトルやお茶代からできるのかなと考えながら聞いた。

牛尾委員長

何人か集まってやるときは、後援会の色合いが強いのではないか。後援会に来てもらってお茶を配っても認められないだろうから、現実難しい。本来の議員活動で全くのフリーで来てもらって何かするというのは、やったことがないからわからない。

集まってもらう中で初めての方もおられるが、だいたい7割くらいは支持者や後援会員が多くて、そこで配るものは不可だとなれば、支出できない。サンプルがあればそれはそれでどうかというのがある。思いつかない。

笹田委員

前回、広報費の話から広聴費の話になった。報酬審議会は少ないので上げたいと思っているが、一方で監査は例えばこの間の農業新聞で会派にお叱りがあったりした。どちらを取ってよいか。市民が納得できる部分と我々が支出している部分、自分で判断しづらいと正直思う。

牛尾委員長

業界新聞が3分の1になったわけだが、自分の議会活動の役に立てようと思って購読するのだから、それを全部認めろということも違うかなと。業界新聞は高いから余計に大変なのかと。

笹田委員

今まで認めていた部分を廃止するのも難しいのに、廃止していたものをさらに認めるのは勇気がいる。

牛尾委員長

新聞は普通の一般紙の新聞以外のものは認めるということで長いこと来ていたので、それはそれで当てにしておられたら、それは厳しいのかと。

笹田委員

今まで勉強だと思って買っていた新聞を案分にしたのに、電話代も自

牛尾委員長

由なところで、どこにかけているからわからないから案分というのは違う気が。個人的には思う。皆がどう感じているかわからないが。

長いことグリーゼンには手をつけまいとして今日まで来ているので、このままでやるということでも問題ないと思う。この問題にあまり時間をかけていても仕方ない。

小川委員

先ほど委員長が言われたようにグリーゼンだからやらない流れだったが、それをすると広報広聴機能が、議会全体として攻めの広報広聴になっていないという指摘もある気がする。

広報紙1枚作るにしても相談会や報告会をやるにしても、恐らく来場者のかなりの割合が後援会員や支援者だろうから、第三者からは選挙活動に見えるだろう。それをどうやって少しずつ認められるようにしていくかがないと、小ぢんまりした活動を継続していくことが果たして議会としてどうなのか、というのがこの議論の根底にある気がした。

結論的にはなかなか難しい部分はあるだろうが、そのあたりを考えながら、これならできるだろうとか、これくらい認められなければ議員として活動できないといったようなことを市民に知っていただけるよう、考えていく必要があるかと感じている。

牛尾委員長

次回の選挙から議員のビラは4千枚まで認められる。政策は公費で認められるが、それを折り込みするのは認められないとか。このように制度も変わってくる。

行き詰まると、西田委員が言われた誰かによいサンプルを作ってくださいという、これこそ広聴費だというのを誰かに示してもらえば、それならいけるとなるのだが。

それぞれの議員活動が、自分のファンを1人でも増やそうというスタンスを常に持っている。それがベースにあって議会活動をしているからどうしてもそこへ行きつく。全然関係ないところでそういうことをするのは、中にはあるだろうが、なかなかない。それを個人に帰結しないような広聴費として位置づける思想が大体ない。そういう切り口ではないものがどこかにあるのだろうが。

下間書記

そこが議員個人での活動ではなく、グループでということなのだと思う。会派が一番わかりやすいのかと思う。

佐々木委員

今日いろいろ制限が示された。政治活動はだめ、後援会活動はだめ、中には何らかの政策を示さないとかだめとか。

簡単に考えてふらっと出向いて聞けばそれで出るのかと思ったが、どうもそういうことではなく。そうすると、誰でもどうぞという枠でやらないと恐らくだめなのだろう。

であれば、複数会派でも無会派だけでもいいし、その中で例えば議会だよりを使って何月何日、会派の代表誰々がここで公聴会を行う、みたいな簡単な周知はできると思う。ただやるのは簡単だが、いかに周知をするかが大きな問題点だと思うので。会派単位あるいは合同で、可能性

下間書記
佐々木委員
牛尾委員長

としてできるのかと思う。制約がある中でやるとすればそういう形なのかなと。そうすると誰でもどうぞという形になるので。

そしてかかった経費を案分すると。

そう。お茶代も支出できるし。

例えば風力と水源のことについて市民に広く意見を求めたいといって、打ち合わせをして会場を決めて、来られた方にお茶を配るような。チラシ代、会場代、湯茶代くらいは。

佐々木委員

新聞広告などチラシを出せばより効果的ではあるが、それもよいのかわからないが。

牛尾委員長
下間書記

その際はチラシ代と会場費とお茶代くらいは出せるのか。

出せるし、案内をするのであれば案内文をつかった印刷費なども対象になる。通信費ということで、案内を出すのに、手紙となると誰に出すかという話になるし切手代もかなりかかる。そう思ったら案内チラシをつくりどこかで市民に配ったり。

牛尾委員長

例えば風力や水源地なら、一定のエリアに制限されるからそのエリア内全部にチラシを配って周知するならオーケーだと思う。

だからそういう事例を示してこれに準ずるようなものをおやりになるならオーケーだというひな形を示すやり方もある。

佐々木委員

こちらが決めずに、広くどなたでもどうぞという形が保てれば恐らくオーケーだと思う。自分たちの組織の者であるとか、後援会の人とか、普段仲よくしている団体などではだめなのだろう。

牛尾委員長

しかし、人が集まらなると格好がつかないから知り合いには声をかけるものだ。

佐々木委員
牛尾委員長

知った人が来るだろうが。

しかしそういう活動を議会でしかけていくのは大事なのだろうと思う。地域全体の懸案事項や、難しい問題があったときに市民の意見をよく聞くようなしかけを議会がするのは。

佐々木委員

恐らく広報の仕方としてチラシを作成したり、直近の議会だよりで示すだとかのやり方にすれば、人が来るか来ないかは別として形としては一応できる。

どこでも広く、制限のないところでそれを広めるということでの担保は多分できると思う。

牛尾委員長

今日は1時間で区切っているのだから。こういうパターンでなら使えるという事例を示すのも一歩前進かと。

西田委員

誰もが認められるような公な集会をやろうと思えば、個々の議員活動と常任委員会委員の活動の合間を縫った形でやることになる。

そうするとチラシをつくったりエリア内に配布したり、もろもろ相当なエネルギーを使わないとならない。だから今までそういった活動がなかった。相当な覚悟がいる気がしている。

牛尾委員長

議員が会派を超えて何かやろうとすると相当なエネルギーが必要な

で、実際問題できるかとなれば大変だと思う。

ただ、そういう方向ならできるという事例を示すことは大事だろうと思う。せつかくこの議論をグレーゾーンはだめという段階から少しでも進めようと思えば、考え方をもう少し詰めていけばと思う。

佐々木委員

エネルギーがかかるからこそ広聴費に値するものだと思う。簡単にできない内容になっているから大変なのだろう。それを、大変だからやめるのか、それとも、やれるしかけがあれば深めていくのか。

牛尾委員長

今日も芦谷委員が言っていた、長浜幼稚園に集約する話を地元と言っていないという指摘で、教育長が、校区があるわけではないから地元と言う必要はないと、しかし、そこにある以上は周辺の方がどう思っておられるかを聞くという。それもオーケーだろうなと思って。

やはりサンプルを1つか2つ示して、こういう場合なら使えるので、例えば各議員が研究したいときに使ってくれとか、そういうやり方もありかと。目の前にある事例のほうが意見しやすい。

幼稚園でも給食を出せばいいと言うが、小中学校の給食の出し方と、幼稚園・保育園の給食のあり方が違うから給食センターでは対応できないという。PTAはそういうハードルがあるのをご存じないので、そういう意見交換をすとか。そういうのなら広聴費かなと思う。

そろそろ1時間がたつので、今日の時点での幾らかのまとめをしたい。方向づけを。

前回も議論し尽くされているのでこれ以上出ないと思うが、幾つかサンプルを示して、こういう形で広聴費を使われるのが望ましいというような、まとめを今日でなく、もう1回か2回やっていく方向を、今日の時点でそれぞれが胸に置いてもらって、次回か次々回に使える糸口を示したい。

この問題は、ここで一旦切ってもよろしいか。

(「はい」という声あり)

では、若干休憩に入る。

[14時 25分 休憩]

[14時 31分 再開]

牛尾委員長

委員会を再開する。

議題2 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

(1) 議員政治倫理条例の改正にかかる検討項目について

牛尾委員長

指摘があった事項と、指摘はなかったが政治倫理条例がつけられたときと今とで時代が変わってきたので、新たにつけ加えないといけないものがあると思う。

まず陳情があったのは1、3、5番だったか。

下間書記

検討項目の1、2、3である。

牛尾委員長
下間書記
牛尾委員長

順番から言えば1. 審査請求からか。

はい。

県下8市と各市の参考が出ていたが、前回次長が説明してくれたが、当時全国的にはいろいろ問題がある中、浜田市議会には問題がなかったのだが、新聞社から「議員提案で何本の条例をつくったのか」の8市のグラフか何かが出て、これではまずいということで大学教授に来てもらった。

政治倫理条例のほうは今有名になられた大阪市大の松永先生と田島さんがチームで、あと吉塚さんという教授と県立大学の林教授が地産地消条例を担当した。

政倫審も自らのことを決めるわけだから我々だけで決めたら簡単にできるのではないかという入り口で、当時、江角さんが委員長で政治倫理条例をまとめられた。

これも会派に持ち帰って何度もキャッチボールして、相当骨抜きになってできたのが今ある政治倫理条例である。当時はまだサンプルもなかったのでは。問題が目の前にあってそれをクリアするためにどうすればよいかという発想でつくっていないので、今読むと本当に、議員だけが審査請求できるとか。議員が議員を裁くのはおかしいというのは当たり前なのだが、当時はそこまで考えが及ばなかった。会派に持ち帰って、全会一致でこの条例をつくったのだから、そういう時代だったということ。

他市の状況を皆もご覧になっただろうが、議員だけが審査請求できるという政治倫理条例はおかしいだろう。

他市は議員が3人以上や、市民が100人以上といった条件がついていたが、これについて他市の事例も見ながら皆から意見を一通り伺っておきたい。

沖田委員

まだよく理解していない部分もあり、頑張ろうというのが精いっぱいである。

牛尾委員長

議員だけが審査請求できるのはおかしいという考えが結構あるので、議員もできるし、市民からも当然、議員の行動についてだからあるべきではないか、ということが例えばあれば言うておいてもらえば。後にしようか。

沖田委員

後にしてほしい。

佐々木委員

この前見た、他市の資料はどこにあるか。

下間書記

今日の資料2-2に入っている。

西村委員

米子市はどういう意味か。

下間書記

米子市は市民1人でもできるが、それプラス議員4人以上の連署が必要という規定だ。

牛尾委員長

わけのわからない市民が誰かをターゲットにしてやられたら困るから、議員4名がついてないといけない。多分。

佐々木委員

今は請求できるのは議員2人以上となっているが、これも議員だけでなく市民もあると思う。しかし市民の場合は、相当数の請求がないと取り上げるわけにいかないと思う。他市ではそれを100人、200人としている。一定程度は市民の請求も認めていくべきではないかと思う。

何より変えるべきと思うのは、審査するメンバーが議員だけというのはいかぬ、審査するほうも大変だし、審査された後にもそれなりの思いをせねばならないので、第三者が主体でやるべきだと思う。

その中に議員が1人、2人加わるのもよいと思うが、あくまで主体は第三者。識見者として問題に詳しい人に、費用はかかるかもしれないが入っていただき、その人を中心に議員と合わせて審査するような会議のほうがよいのではないかと思う。

小川委員

最初は請願と同じくらいの賛同が必要かと思ったらそれ以上だった。議員2人以上だけでなく、市民からも請求できるシステムは必要ではないかと思う。

「何人」という表現と「選挙人の何分の何」という表現と2種類あるのだが、これだけ人口減少の進みが早いと、人数を決めるより何分の何とするほうが正しいのかなと感じる。

また、議員だけが審査するのではなく、議員も入らなければならないと思うが、識見者も半数程度入る仕組みづくり。

委嘱の仕方はあると思うが私はそこまで研究していない。そういう形は必要になってきている感じがする。

ただ、どこを見ても実際に開いているところはないのだが、変えるなら変えたほうがよい。

西田委員

議員2人以上の連署で審査請求するというのは変えて、もう少し市民を含めて請求を出しやすいものへ変えてもよいと思う。政治倫理条例の審査会を請求するというのは、相当の重たい、よほどのことがないと開けないものだから市民100人、200人必要なのだろう。だから議員2人以上というものは変えて、市民も含めたやり方を考えてもいいと思う。

委員も、浜田市議会は13人以内となっているが、当時の議員数を割った中でそういう数字が出ていると思うので、それももう少し減らして、有識者含めて、実際もし開かれるなら、もう少し充実した内容で開ける構成にしたほうがよい。

笹田委員

僕も、議員だけでなく市民が請求できるようにというところと、第三者を入れるべきだと思う。

西村委員

事例はないのか。有権者の何分の何と言われてもわからない。

牛尾委員長

兵庫の県議が一番最近の事例ではないか。

下間書記

資料に載せていないが、福岡県白河市議会。そこは市民10名から審査請求が提出された事例がある。

西村委員

それは10人が基準だったということか。10人ならすぐできそう。

笹田委員

その人が嫌いだからという理由でされるようでは問題がある。

西村委員	基準として市民プラス議員 2 人以上、くらいがよいかと思うが、市民を幾らにするかは慎重にいかないといけない。
沖田委員	山口県防府市の例が一番よいように思う。議員定数の 8 分の 1 以上の連署と選挙権を有する市民 500 分の 1 以上の連署とある。
牛尾委員長	それだと 5 万人で 100 人か。
下間書記	先ほどの白河市議会の条例は、市民 4 人以上のものの連署及び議員 3 人以上の紹介をもってという規定なので 10 名が出してきているが、そこには議員が 3 人以上の紹介がされたのだと思う。
沖田委員	それほど重いものなので、気軽に出せるものではないと思う。
西川副委員長	同じように市民の案分の案とかが必要だと思うのと、あと議員はいなくても、専門家だけでよいのではないかと思う。
沖田委員	私も同意である。専門家がよい。
牛尾委員長	浜田市議会は過去 2 回あった。1 ページ使って議会だよりも掲載した。やはり悪意があるような受け止められ方をするような政治倫理審査会請求があってはいけない。恐らく政倫審にかかるときは議席を失うかどうかの重たい事案もあると思うので、やはりある種の勢力に仕掛けられたり、誰かがおとしめられるようなことが、まかり間違ってもあってはならないので、それなりの担保は必要だろう。 事例を見ると弁護士や司法書士、もしくは議会のことがわからなくてはいけないので例えば議長が 1 人か 2 人、議員を指名して、審査会 6 名のうち議員が 2 名それ以外が 4 名というところも結構多い。 どちらにしても議員を入れるにしても議員数以上の識見者がいないと公正、公平なことができないのではないかと思う。あとは数をどうするかくらいではないかと思う。 これは議員なら何人、市民なら何人と分けてあるのか。それと、市民の場合には誰か紹介議員がつくと。
下間書記	議員も市民の 1 人なので米子市のような書き方をすると、市民は 1 人でもオーケーだが、議員 4 人以上の連署が必要ということ。
牛尾委員長	議員が審査の対象になるものなので、市民が 1 人でもよい、というのは問題があるかもしれない。 ただ、そこに紹介議員が 3 人つくそうではないかもしれないが。 ただ、市民 1 人でもオーケーというのは附帯条件がつくにしても何か抵抗がある気がする。やはり一定の人数がないと。
沖田委員	ちなみに多摩市は市民のみ。
下間書記	そう読める。
牛尾委員長	あそこは平成 8 年くらいと早期につくっている。多摩市は大学が多くて教授も多いから、早い時期につくっている。平成 8 年ころに政治倫理条例をつくったのは多摩市くらいしかない。
西村委員	多摩市は何でも進んでいるから。
下間書記	附属機関にしているという点も新しいことであると思う。

- 牛尾委員長 政治倫理審査会が頻繁に開かれる議会というのも問題があるが。ないのが当たり前というか。
- ここも皆の意見に大体共通項があるので、具体的な数字をどうするかは次回の会議にしよう。この件はこの程度でおく。
- 牛尾委員長 続いて、2. 審査会の委員について。
- 先ほど西田委員が言われたように当時議員は36人おり、委員会室を見て何人くらい座れるかの逆算で13人に決まったはずで、深い意味はない。
- 下間書記 政治倫理条例は改選のたびに見直ししていて、無会派も含めて全ての会派から必ず出てもらう。議員定数が変わったときには必ず定数も検討するようにはしている。
- 牛尾委員長 議員それぞれの身分に関することだからそれぞれの会派から皆出てもらっているのだな。どのみち、この問題は固まれば会派に持ち帰ってもらわないとだろう。これでよいのかどうか。どうだろうか。
- 下間書記 条例改正なら最終的には議会運営委員会の提案になるので、その時点でもよいし、今のこの時点で持って帰ってもらったほうが確かによいのかも。
- 古森局長 人数割にしても会派から1人というスタンスでやるのか。人数割にするなら今の議運のメンバーで1人会派の方も入って、という形になると思う。
- 牛尾委員長 皆の話を聞いている限り、外部を入れるべきだとなれば議員はそれほど大勢入れるわけにいかないだろう。そうすると、議長が適当な方を指名する形がよいのだろう。議長に委ねるほうがよいのではないか。
- 浜田は弁護士も司法書士もおられるので、専門家でいえばそれくらいでよいかなと。
- 下間書記 職業でもって委員を条例内に規定するのは難しいので、識見者や学識経験者、法律または会計の専門知識を有するという言い方にはなると思う。
- 牛尾委員長 例えば議員を2人出すとすれば、倍の4人を識見者から出てもらう。6人くらいですればよいのではないか。あまり人数がいても、いざ会合を開くときに出席率が悪いようでは支障が出るから、5人ないし6人くらいでの審査が適当ではないか。専門家にやってもらうなら。
- 識見者を入れるとなると、今までの審査会と違うので、日常茶飯事ここでやっていたわけではないので、皆の頭に描きにくいとは思いますが、議員が議員を叩くのは大変で、本来やるべきではない。
- しかし審査会に議員がいないと、どういう議案が想定されるかは別にしても、識見者の中には、なぜ政治倫理審査会に至ったのかを議員が説明しないとわからないケースがあるのではという気がする。だから最初の政治倫理審査会は何度も意見聴取をした。
- 笹田委員 議員が議員の話を聞いて処分を下すということ自体、気分のよいもの

西村委員

ではない。やはり識見者がいて、議論を交わした上でやったほうがよい。

識見者も議会の内部の状況を聞きたいだろうから、半々くらいでもよいかと思う。

牛尾委員長

議員が入らねばいけないこともないとは思う。何なら参考人と呼んでくれればよい。そういうやり方もあるのではないかなと思う。皆が言うように、やはり気持ちのよいものではないので最初から入れ込まなくても、これは議員としての意見を聞きたいと審査会が思えば、参考人という形で意見を聞く場を審査会で設けて、最初から入らなくてよい。

笹田議員

議会によっては議長が議長経験者を1名指名するところもある。やはり経験豊かな者のほうが対応しやすいだろうということ。

西村委員

そういう意味では、議員なしでもよいかも。

それも議長が決めればそれでよいのか。でも私は入らなくてよいと思う。

牛尾委員長

議員が連名で政治倫理審査会にかけるとはできるが、審査には一切入らないとしたほうが、公平性が保たれる気がする。

西村委員

そのほうがよいと思う。

牛尾委員長

皆からのご理解があれば議員なしで、審査会に識見者何名かに入ってもらおう。

委員長を含めて偶数でなければ不便かな。

同数になれば議長が決めればよいか、5人は必要か。この場はとりあえず議員を外して、識見者6名と決めておこうか。

下間書記

それは会派には持ち帰らず、もう特別委員会として決めるのか。

西村委員

案として。

牛尾委員長

だから先ほど言ったように、議会運営委員会にかけるとは、それぞれの身分にかかることもあるので、各会派の意見を聞くべきではないかなと思う。特に政治倫理審査会については。

古森局長

全ての項目でここでの素案ができてから投げるのか。

西村委員

そう。一括で投げるのがよいと思う。

牛尾委員長

全て決めてから。

では今の件は、議員を除く識見者6人ということで案をまとめる。

次は3. 審査会の公開について。

陳情者からおかしいと前から言われていたが、それは前回の特別委員会でも次長が説明していたように、先に政治倫理条例をつくったので。政治倫理条例ができた後くらいから、原則どんな会議も公開と浜田市議会は位置づけた。その時点で政治倫理条例ができ上がっていたのだろうと思う。もしくは議員に絡むことだから非公開だったのかもしれない。あの辺の議事録は残っているか。

下間書記

残っているかと思う。

牛尾委員長

この間皆で議論したように、原則どのような会議も公開なので政治倫理審査会といえども原則公開にすべきだろうと。それから非公開にしな

ければいけない議案については、そこで話し合いをしてもらって。固有名詞が出てきてあれこれということであれば当然非公開にせざるを得ないこともあるだろう。

原則公開で3分の2以上だったら非公開にすることができるといった決まりのあるところがあるが、ああいうのがあればよいのではないか。6人の3分の2なら4人か。そういう決め方をしておかないと。

もしかしたら最初は原則公開だったのかもしれないが、何度も会派に持ち帰って骨抜きになったと、当時、江角さんが言われていた。

最初から非公開の流れだった気がする。

そうかもしれない。何もないうままつくったから、どこへ何を置けばよいかサンプルがなかったから。教授から指導をもらいながらつくったのだが。普通は原則公開で。6人だったら、やるなら3分の2以上の4人が非公開に賛成の場合は、非公開にできると書いておけば。次長、それでよいだろう。

はい。

とりあえず決めておこう。

あとは、政治倫理条例の中に書き込まれていない、最近の事例でいえばセクハラやモラハラ、パワハラかな。

この時点で条例をいじるとすればそういうことも書き込む時期なのだろうとは思うのだが、それぞれご意見を伺いたい。

令和になって条例を書き換えるのに、その辺が入ってなければ逆に笑われるのではないかという気もするのだが。どうだろうか。

書き足すべきではないかと思う。

前文があったかな。

よその市議会のか。

浜田市議会の。

前文というか、目的として規定しているが。

何かしらの表現は必要かと思う。

今送ったページが、目的・見出し。これが前文という形である。

どの項でどういう内容かは考えていないが、何かしらの表現は必要かと思う。

そこまで検討していないので申しわけない。

変えるとすれば目的の文言を情勢に合わせて少し変えるのか。それとも条文も変えるのか。

ほかの市議会は条文で変えている。

条文に入れている項目と、政治倫理基準に追加する内容と、それこそ前文に「議会基本条例が制定されたので、それに沿って」というような書き方がしてあるところもある。

そういうところは変えてもよいと思う。目的のところには基本条例と前後した部分があれば整合性を持たせるようにするとか。

西村委員
牛尾委員長

下間書記
牛尾委員長

沖田委員
佐々木委員
下間書記
佐々木委員
下間書記
佐々木委員
下間書記
佐々木委員

小川委員

牛尾委員長
下間書記

小川委員

牛尾委員長

議会基本条例の中にこの政治倫理審査会があるわけだから、基本条例で前文でうたっているのだから、この頭に要るだろうか。目的部分に今風に手を入れるとしても。

小川委員

条例の一部改正案ということになるのか。

下間書記

一部改正になる。

西村委員

まあ、一部といっても多くの改正になる。

下間書記

そう。結構大きな改正になるかもしれない。

今日の資料の2-1の「その他」のところ、1から7まで記載している。これはこの間の特別委員会で、他市の事例を紹介しながら私が口頭説明したものである。あの後、委員から「抜き出して」と頼まれたため、抜き出した。

資料2-3は各市議会の政治倫理基準の規定。これに違反すると政治倫理審査会が開かれるという基準である。この政治倫理基準が各市議会によって特徴がある。ここにモラハラやセクハラを入れているところがあったり、赤字で書かせてもらったのは、大抵の市議会に「市などの職員に対する公正な職務遂行を妨げ」とかがあるのに気づいて、なぜうちにはなかったのかと不思議に思った。

市職員の採用、承認、公認などの働きかけをしないことというの、よその市議会にはもちろんある。それに加えてこういう項目がある。

笹田委員

多摩市はうちよりもっと簡単で、4項しかない。

牛尾委員長

平成8年にできているから、浜田の倫理条例も問題がないけど議員提案条例が少ないというので、とにかく提案条例を何本かつくらないといけないというのが先にあって、つくりやすいのは議員自らのことを決める政治倫理条例と、地産地消ならやりやすいという、今で言えば短絡的な、僕らでもできる条例提案をしないとゼロでは困ると。

当時新聞にどこの市議会が何本やっていると掲載されて慌ててつくった条例である。教授4人来てもらったから4本つくりたいと言ったら、先生の方から2人1チームで堪えてくれと言われて2つになった。

次長は「こんなことも入ってない」と驚かれたが、当時そのようなことは議論にならなかった。

笹田委員

それを入れて、もし政治倫理審査会が開かれたら職員のほうが困るのでは。

下間書記

これは今、政治倫理基準と請負に関するを一覧にしていたのだが、政治倫理基準に追加すると、項目も検討する必要があるし、それ以外に政治倫理基準ではないところでの検討も必要かと思う。それが資料2-1の4その他で、よその市議会では4.その他の①宣誓書や誓約書を提出していたところがあったのでそれをどうするか。うちは要らないとしてもよいと思うし。③の税の納付証明書の提出、④議会基本条例について明記、⑤政治倫理基準の規定というのを設けているので、ここで基準に追加する項目があるかどうかを検討してもらって、⑥番は請負、市との契

牛尾委員長
下間書記

約に関する規定。これも各市で異なっているので、今の浜田市議会政治倫理条例に規定している内容で十分かを検討してもらおう。

請負は今のもので十分だと思うがどうか。

議員の就業等の報告というのが、あまりしっかり把握できてない現状がある。

西村委員
下間書記

それは考えなければいけない。

最初に議員に当選されたときに一応書面を出してもらおうが、途中で変わったときに都度報告してくれる方とそうでない方がいるし、途中から何かの団体役員になったときに、相談してくれる議員もおられるが、そうでなく、何らかの団体の役員になられたりしている方もおられたりする。そういうものは随時報告してもらおうようにしなければいけないと思う。

西村委員

しかしそれは、これでうたうのか、何かほかでうたうかしてもよいのではないか。倫理規程でうたうようなものでもない気がする。

下間書記

実際に笠岡市議会や鹿嶋市議会は就業等の報告義務は明記されているところもある。

牛尾委員長

政治倫理条例でわざわざ謳わなくても。例えば議員になった者が当選時にその辺はきちんと提出するというにされた方がわざわざ政治倫理条例に入れなくてもよいのではないか。

下間書記

笠岡市議会の条例も、単なる職業というよりも。

牛尾委員長

兼業などに関係するものだろう。

下間書記

はい。そう。第5条の「議員は自ら事業を営んでいる場合、または次の各号のいずれかに該当する法人、その他の団体の無限責任社員、取締役、執行役、もしくは監査役、もしくはこれに準ずべきもの、支配人及び清算人についている場合は速やかに議長に報告しなければならない。収益事業を営む法人、市の諸認可が必要な事業を営む法人、市から補助金を受け、または受けようとする法人」。

西村委員

かなり厳しい。

笹田委員

うたうなら政治倫理条例に入れたほうがよいのでは。

牛尾委員長

今うちは請負についてどこで謳っているかな。

下間書記

うちも政治倫理条例である。ただ地方自治法の第92条で決まっていることなので、当たり前なことではある。

浜田市議会の請負の関係は4条「議員は地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し自らが役員と同程度の執行力または責任を有すると認められる法人などに対し、市が発注する工事、製造などの請負に関する契約の締結の自粛を求めるよう努める」。ここで一応請負のことは謳ってはいる。表現の仕方が違っていたり、自粛を求めるよう努めるとあったり、辞退するというのがもっと厳しい言い回しである。

牛尾委員長

平成18年くらいに、議員はなるべく町内会長などは受けまいという話がこの延長線上であった。

下間書記

資料2-3の一覧の右側に「請負・市との契約に関する規定」というのも記載させていただいている。

議員だけでなく、配偶者、2親等以内と表現しているところもある。そういうのがあると、議案の除斥案件がわかりやすい。あれも言ってもわからないとわからないので。

牛尾委員長

最近はないが、以前は、ぽつぽつあった。

下間書記

議員だけならまだわかるが、2親等となるとわからない。

牛尾委員長

岡本議員も今は役員を外れている。この辺は、今日どうのこうの言えない。どのレベルに持っていかということ。

西村委員

入れ込まないといけないだろう。

牛尾委員長

自治法に関連することは入れ込んでおかないといけないのではないかと。職員の遂行を妨げるとかいうところは、一時期国が指針を出して、議員が口利きをした時はメモをとれというようなことがあった。浜田市も一時あったのではないかと。メモをとりますよというようなことが。

ただ一方で、なるべく地元が入札を受けられるような要望は正論である。地元が受注できるよう配慮願いたいというのは。

今日すぐ決めることはできないので再度熟読してもらい、これは入れようとかいう取捨選択は次回に行ってまとめたいと思う。

ほかに今日やっておかないといけないことは。

下間書記

この委員会としての結論を1個ずつ決めていただきたい。

今の時点では、審査会の公開については出席委員の3分の2以上の同意によって非公開にする、原則は公開だというのは一致している気がした。

審査会委員については、今の時点では、議員を除く識見者6人という意見である。

審査請求できる人は、議員だけでなく市民もということではあるが、市民が何人以上なのか、もしくは1人でもオーケーだが連署する議員が何名必要かなどは、次回に考えてきていただきたい。

牛尾委員長

議員は現行2人だが、やはり議員が議員を裁くべきではないという観点からすれば2人よりも3人くらいにして、ハードルを上げたほうがよい気がする。

それも次回、議員単独なら何名、市民なら何名、議員が何人つく必要があるか、具体案を考えてきて。どこかの数字におさめる必要がある。

下間書記

その他のところで記載している事項、今7項目くらいあるのだが、あの辺も考えてきていただきたい。

牛尾委員長

皆、次に伺うので。市役所職員は宣誓するが、半年後の本採用のときは誓約書を出すのか。

今まで当選して誓約書を出せと言われたことはないので、大した問題ではない。出したからといって。それも含めて次回。

下間書記

宣誓書を出すということは、宣誓書を出さない者は氏名を公表しなけ

牛尾委員長

ればならない、という項目があるところもある。

議員が本来しっかり仕事しなければいけないというところとは、あまり関連があるように見えないが、それも含めて次回に意見をいただく。

議題3 その他

牛尾委員長

そのほかに何かあるか。

(「なし」という声あり)

では次回の開催日を決めたい。

《 以下日程調整 》

12月9日(水)の午後1時半からということで、よろしく願います。

以上で議員定数等議会改革推進特別委員会を終了する。

(閉議 15時39分)

浜田市議会委員会条例第65条の規定により委員会記録を作成する。

議員定数等議会改革推進特別委員会 委員長 牛尾 昭

㊞